

「皇室経済法」の成立史と問題点

所
功

一、日本国憲法と皇室関係法

日本の皇室は、千数百年以上の歴史を有する。しかし、その地位・役割などを法的に明文化したのは、近代に入ってからである。それは、明治二十二年（一八八九）二月に制定された「大日本帝国憲法」（国務法）と「皇室典範」（宮務法）のもと、数多くの皇室令制が整備され、ほぼ完全な皇室制度が出来たことになる。¹⁾

ところが、未曾有の敗戦後、日本を占領統治したGHQの政策により、憲法も典範も根本的な改変を余儀なくされた。それに伴って、新しく「皇室経済法」と同施行法などが制定されるに至った。しかも、昭和二十二年（一九四七）五月、その施行に際して、従来の皇室令制が全廃されたのである。

これによって、皇室制度は一変したかにみえる。ただ、当時の実務関係者などの努力により、新憲法下でも従来の在り方を何とか残そうとして²⁾、新たな対応法規を作り出した。

すなわち、新憲法は、「大日本帝国」を「日本国」に改め、前文で「主権在民」を宣言したが、その第一章は旧憲法と同じく「天皇」（英訳 The Emperor）であり、第三章の「国民の権利及び義務」と別枠に、天皇の地位と役割などを定めている。現行憲法も、天皇（皇室）について、広範な権利と最小の義務を有する一般国民用の規定が適用されない、別枠の存在としていのである。

その特殊性は、まず第一章の第二条で、「皇位は世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と定め、一般国民に認め（求め）られない「世襲」を要件としている。しかも、その具体的な在り方は、国民代表の国会で議決した法律の「皇室典範」に従うことにしている。

また、第一章の第八条で、「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基づかなければならない」と定め、皇室の財産にも国会の関与を義務付けている。

さらに、第七章「財政」の第八十八条で「すべて皇室財産は、国に属する」と定め、戦前のような皇室所有の膨大な御料と財産をほとんど否定し、ただ、僅かな「皇室費」は、「皇室経済法」により国から支出されることにしている。

注

(1) 明治以来の典憲体制では、国務用の法例類と別に、宮務用の皇室令を詳細に整理した。その主なものを五つに分類して制定順に列挙すれば、左の通りである。

- a 人生儀式関係……1 誕生令（明35） 2 就学令（大15） 3 後見令（大15） 4 成年式令（明42）
- 5 婚嫁令（明33） ↓ 1・5 親族令（明43） 6 身位令（明43） 7 服装令（明44） 8 服喪令（明42）
- 9 喪儀令（大15） 10 陵墓令（大15） ※ 国葬令（大15）
- b 皇位継承関係……11 立儲令（明40） 12 登極令（明42） 13 摂政令（明42） 14 皇統譜令（大15）
- c 祭祀・儀制関係……15 祭祀令（明41） 16 儀制令（大15）

- d 経済・裁判関係：17財産令（明43） 18会計令（明45） 19裁判令（大15）
e 文書・会議関係：20公文式（明19） 21遺言令（大15） 22会議令（明45）
- なお、欽定の典範は、憲法と同様に、本文の改正をなしえなかったが、皇族数の増大に伴う費用を抑制し、華族の相続にも資するため、明治四十一年（一九〇八）と大正七年（一九一八）に「増補」という形の改定が行われた。また大正九年「皇族の降下に関する施行準則」を制定している（拙著『皇室典範と女性宮家』〈勉誠出版、平成二十四年〉所収）「皇族の降下に関する施行準則」解説」参照）
- (2) たえば、昭和二十二年五月には、宮内府（もと宮内省）長官官房文書課長（高尾亮）名で「従前の規定が廃止」となるが、「新しい規定ができていないものは、従前の例に準じて事務を処理すること」という「依命通牒」を出している。
- (3) その概要は園部逸夫氏『皇室制度を考える』（注4の⑯）所載「明治憲法時代の皇室経済」（二六九―二七二頁）に、酒巻芳男氏『皇室制度講話』（岩波書店、昭和九年）を参照して、手際よく次のように説明されている（要点抄出）。
- (イ) 皇室財産は、天皇の財産である「御料」と、皇族の財産である「皇族財産」からなっていた。その御料を「世伝御料」と「普通御料」の二種類に区別している。
- (ロ) 世伝御料とは、天皇という地位とともに伝えるべき財産と解される（宮城・赤坂離宮・青山〈東宮〉御所、浜離宮、京都皇宮、桂離宮・修学院離宮、正倉院宝庫、木曾御料地など）。
- これ以外の御料財産のことを普通御料といい、天皇の調度から宮内省の庁用物品までを含んでいた。
- (ハ) 皇族の財産については、概ね①太皇太后・皇太后、皇后、皇太子・皇太子妃、皇太孫・皇太孫妃、未婚・未成年の皇子（内廷皇族）と、②それ以外の皇族（宮家皇族）とに二分し区別を設けていた。
- (ニ) 皇室経済の財源としては、①国庫からの定額の支出金、②財本（現金・地金銀・登録国債・有価証など）の運用による収入、③林野（御料林の山林払下げ・土地貸付料など）の収入を有していた（いずれも議会から独立）。
- (ホ) 皇室からの支出は、①直接国務に関連する費用（宮中祭祀・神宮祭祀・官国幣社への奉幣など、陵墓・四大節・観桜会・観菊会、大演習・観兵式、外国ご交際、産業ご奨励など）、②国家公共のための費用（帝室博物館・御歌所・雅楽部・図書寮・学習院・牧場・宮殿営繕・調度など）、③下賜金（表彰・神祇崇拜勸奨、災害救済、賑恤・慈善、社会事業奨励、戦没者慰霊、教育學術施設奨励、保健衛生施設奨励、産業奨励など）多岐にわたる。（納税の義務はない）
- なお、川田敬一氏の資料紹介「宮内庁宮内公文書館所蔵『皇室経済ノ概要』（金沢工業大学日本学研究所縮『日本学研究』

一三三号、令和二年）は、明治十一年から大正六年までの「皇室会計」の歳入と歳出の概況が具体的な金額を表示している。

二、「皇室経済法」の成立経緯

その「皇室経済法」が制定された課程などは、詳細な資料が公刊されており、また綿密な考証論文が川田敬一氏などにより公表されている。⁽⁴⁾ それによって、判明した成果の要旨を以下に紹介しながら、若干の私見も付け加えよう。

前述のごとく、新憲法では、皇位継承の在り方も皇室経済の在り方も、国会の管理下に置き、皇室の自律性を否定しているが、これはGHQの強い要求（占領政策）に基づくものであった。そのため、「皇室経済法」（以下略称「経済法」）の制定にあたっては、この方針を貫こうとするGHQ側と、そこに皇室の自律性を少しでも残そうとする日本側との攻防が行われている。

その激しいやり取りは、すでに新憲法の起草に先立ち、昭和二十年（一九四五）十一月、GHQから「皇室財産凍結に関する総司令部覚書」により「皇室財産に財産税を課す」方針が示されていた。それを前提にして、翌二十一年二月のマッカーサー草案に基づき、四月に起草された「帝国憲法改正案」では、皇室の「世襲財産」を、皇居など収益が生じない財産に限り、別に収益が生じたら国庫に帰属することを明文化させようとした。それに対して日本側では、皇室財産からの収益を皇室に帰属させないことになれば、皇室の費用が不足するようになるとの危惧を示した。その結果、憲法の定める皇室財産以外の私的な財産もあるとの解釈を可能にする修正案で決着している（注4⑧など）。

その後、新憲法を起草し審議するのと並行して、臨時法制調査会と宮内省で立案した「経済法」案要綱を起草して審議しながらGHQとの交渉を重ね、枢密院御諮詢案を作り上げた。その案が翌二十二年一月、そのまま公布されるに

至ったのである。

その経過をみると、まずGHQから、行政機関の宮内府（もと宮内省）が皇室用財産に直接関与し、調査結果などを国会に直接報告する規定を要求してきた。それに対して日本側は、皇室用財産の事務だけを宮内府の所管とし、内閣を通じて国会に報告する運用するよう主張している。

またGHQから、「天皇」は財産の主体（責任）者であること、その金額も皇室への課税も、明示するように要求してきた。それに対して日本側では、従来の「皇室」「御手元金」という表現を残すこと、その金額も課税についても、別途「皇室経済法施行法」（以下省略「施行法」）や税法に規定することを主張している。

さらにGHQから、皇室財産は大部分を国有財産としたので、私的な経済行為についても皇位と一体の由緒物についても、明確に規定することを主張している。

それを承けて、特に「経済法」の第七条に「皇位とともに伝わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣が、これを受ける」と明示した意味は大きい。明治以来の旧「皇室典範」では、第十条に「天皇崩御するときは、皇嗣即ち踐祚し、祖宗の神器を承く」と明文化していた。しかし、戦後の新憲法が政教分離の原則に立つことへの配慮から、神道的な宮中祭祀に用いられてきた「三種の神器」は新「皇室典範」に規定せず、「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」としてならば問題にならないと考え、それが散逸せず確実に受け継がれるよう「経済法」に明文化したのである。

注

- (4) 資料集の芦部信喜・高見勝利編『皇室経済法（昭和二十二年）』（信山社、平成四年）には、高見氏の詳細な解題があり、また調べることできた主な著書・論文は左の通りである。なお、⑤⑩の川田敬一氏には、戦前の皇室経済について研究した『近代日本の国家形成と皇室財産』（原書房、平成十三年）がある。

- ① 塚越虎男『終戦後の皇室財産の変遷』（大蔵省調査部、昭二十六年）
 - ② 黒田久太『天皇家の財産』（三書房、昭四十一年）
 - ③ 皇室法研究会編『共同研究 現行皇室法の批判的研究』（神社新報社、昭六十二年初版・平成二十九年増訂版）
 - ④ 笹川紀勝『皇室経済と議会制民主主義の課題』（『北大法学論集』四〇巻六号、平成二年）
 - ⑤ 川田敬一『終戦前後皇室財産政策に関する基礎的考察』（『憲法論叢』六号、平成十一年）
 - ⑥ 川田敬一『日本国憲法制度過程における皇室財産論議』（『日本学研究』七号、平成十六年）
 - ⑦ 川田敬一『皇室経済法』の成立過程』（『産大法学』四〇巻二・四号、平成十九年）
 - ⑧ 川田敬一『皇室経済関係法令に関するGHQとの交渉における論点』（『憲法論叢』一五号、平成二十年）
 - ⑨ 川田敬一『近現代の皇室経済制度に関する諸問題』（『明治聖徳記念学会紀要』五四号、平成二十九年）
 - ⑩ 川田敬一『皇室費と政教分離に関する制度史的研究』（『日本学研究』二二号、令和元年）
 - ⑪ 山田亮介『近代皇室の私的財産に関する一考察』（『日本大学』法学研究年報』三六号、平成十八年）
 - ⑫ 山田亮介『皇室財産の公私とその問題点』（『憲法研究』四二号、平成二十二年）
 - ⑬ 山田亮介『GHQ憲法草案第八二条の皇室財産規定と『世襲財産』（『日本法学』七八巻一号、平成二十五年）
- なお、啓蒙的な研究書として、⑭ 森暢平『天皇家の財布』（新潮新書一八、平成十五年）がある。また、皇室法全般に関しては、園部逸夫氏の⑮『皇室法概論』（第一法規、平成十四年）、⑯『皇室制度を考える』（中央公論新社、平成十九年）、⑰ 園部逸夫『皇室法入門』（筑摩新書、令和一年）が大変参考になる。

三、「皇室費」の三分類と配分率

もう一つ重要なことは、「経済法」の第三条から第六条まで「皇室費」に関する詳細な規定を設けたことである。これは前述のごとく新憲法で皇室財産のすべてが国有財産とされたため、皇室に必要な費用は、皇室費は、予算に計上して国庫から毎年支出されることになったからである。その条文を要約して左に抄出する。

A 内廷費は、内廷にある天皇と皇族（皇后・太皇太后・皇太后、皇太子・皇太子妃、皇太孫・皇太孫妃および未婚の皇子・皇女）の「日常の費用、その他内廷諸費に充てるものであり、別の法律（施行法）で定める定額を、毎年支出する。これは「御手許金」となるものとするから、宮内庁の経理に属しない（第四条）。

B 皇族費は、①「皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年主出するもの」、及び②「皇族（主に男子）が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの」、並びに③「皇族（女子）であった者としての品位保持の資に充てるために（結婚により）その身分を離れる際に、一時金額により支出するもの」であり、その年額・一時金は別の法律（施行法）により算出する（第六条）。

これらの年額配分率については、①のうち、① 独立の生計を営む親王（当主）には定額（10割）、② その妃には定額の1/2、③ 夫を失った親王妃（当主代理）には定額（10割）、④ 独立していない親王・内親王には、成年ならば3/10、未成年ならば1/10、⑤ 未婚で独立の生計を営む内親王には定額の1/2、⑥ その王・王妃・王女には、親王・同妃・内親王に準じて各々7/10、⑦ 摂政となる皇族には定額の三倍（在任中）、また⑧の一時金は①の年額の二倍、さらに⑨の一時金は⑤の十倍などと定められている。

C 宮廷費は、内廷諸費以外の「宮廷諸費に充てるもの」であり、「宮内庁で、これを経理する」（第五条）。

このような「皇室費」と定額予算を執行できるようにするため、「経済法」の公布（昭和二十二年一月十六日）から、「施行法」案が作られて、GHQと折衝を重ねた。それは三月にいったん頓挫したが、再び交渉して十月二日、ようやく公布に至っている。その主な要点は、左の通りである（金額は以後何度も改定）。

- ・ A 内廷費の定額は八〇〇万円とする（七条）
- ・ B 皇族費の定額は一二〇万円とする（八条）

・天皇と内廷皇族の賜与・譲受できる限度額は一二〇万円とする（第五条）

これを要するに、「皇室費」のうち、A内廷用の内廷費は一括「御手許金」として支出されるが、B宮家用の皇族費は皇族ごとに配分率が定められ、両方の年額は「施行法」の金額を物価の変動などにより改めることになっている。

ただ、その金額について、GHQは極力削減を要求し、それに対して日本側では可能な限り説得に努めた。特に皇室の自由な裁量の出来る賜与の金額は、原案三〇〇万円をGHQが一二〇万円に減らすことを求め、日本側は救恤等に必要な賜与として一三〇万円を提示したが、結局一二〇万円しか認められていない。

なお、皇室に関する費用としては、上記の皇室費（A・B・C）以外に、D宮内庁費（令和三年度要求額一二五億円）およびE皇宮警察本部の費用（同八五億円）がある。

四、令和三年度「皇室費」予算使途

このような「経済法」と「施行法」が公布されてから七十余年、三種類の皇室費は、法定の原則と配分の比率を大筋で守りながら、物価の高騰などに応じて年額を改正し運用されてきた。

その間に、昭和天皇の崩御によって平成の大礼が行われ、また平成の天皇の高齢退位（譲位）によって令和の大礼が行われた。その際に大嘗祭関係費などをめぐり皇室費の在り方も議論された。またごく最近、秋篠宮家の長女眞子内親王が結婚に当り一時金を辞退されたことで、「皇族費」の使途への関心が集まった。

そこで、この機会に宮内庁からホームページにも公表されている「宮内庁関係予算の概要（令和三年度概算要求）」資料などに基づき、A内廷費・B皇族費・C宮廷費の具体的な予算使途について可能な限り平易に説明し、あわせて若

干の問題点と改善への試案を付け加える。

すなわち、当年度の「皇室費」総額は八億〇四〇〇万円、その内訳はA三億二四〇〇万円(約4%)、B二億九〇〇万円(約3%)、C七九億一〇〇〇万円(93%)であり、ほとんどがCの宮廷費、AとBあわせて7%にすぎない。

しかも、A内廷費は、内廷(本家)の天皇(61歳)・皇后(59歳)と上皇(86歳)・上皇后(85歳)の四陛下および敬宮愛子内親王(20歳)の五方に関する費用であるが、その物件費として66%(二億一三四万円)を充てられているから、単純平均すれば、御一方で約四二三五万円となる。その内訳はa服装・用度費18%、b食費13%、c医療費など12%、d恩賜金・奨励金・交際費10%、e教育費・旅行費5%、f宮中祭祀費8%である。

それ以外に人件費として34%(一億一〇一六万円)を計上している。これは、国家公務員とされない内廷職員として、宮中祭祀に従事する掌典長・次長・掌典・内掌典など、生物学御研究・育桑養蚕に従事する研究者などの給与である。

ついでB皇族費は、宮家(分家)として(1)秋篠宮家に五名、(2)常陸宮家に二名、(3)三笠宮家に四名、(4)高円宮家に二名、合計十三名の皇族(男性三名、女性十名)各々に対して支出される。その分配比率は、当主を基準にして、同妃が1/2、未婚成年が3/10、未成年が1/10と定められている。それをあてはめれば、次表のとおりである。

このうち、(1)秋篠宮家の長女眞子内親王(30歳)は、「品位保持」に努めながら育ち、成年後十年近く公務に励んで来られた。しかし、学生時代に出会った一般男性と婚約されたので、今後とも「品位保持」を続ける資として一時金(当主妃額の十倍を限度とする)を受給される予定であった。それが本人の意志によって(皇室経済会議にも諮らず)辞退されたのは、異例の事態である。

さらにC宮廷費は、「皇室の御活動や皇室財産の維持管理等に必要な経費」である。その主な用途は、a儀典関係費(通常儀典費・行幸啓費・御活動環境等整備費・国際親善等経費)九億八七一〇万円(12.5%)、b宮殿等管理費(宮

皇族費 (4宮家、合計年額) 2億6,900万円	
(1) 秋篠宮家 (5名、皇嗣家のみ年額の3倍)	1億2,810万円
文仁親王 (当主、56歳)	3,050万円×3=9,150万円
紀子妃 (55歳、1/2)	1,525万円
長女の眞子内親王 (30歳、3/10)	915万円
次女の佳子内親王 (27歳、3/10)	915万円
長男の悠仁親王 (15歳、1/10)	305万円
※眞子内親王の独立一時金 (当主妃通常年額の10倍=1億5,250万円が上限額) 辞退	
(2) 常陸宮家 (2名、年額)	4,575万円
正仁親王 (当主、86歳)	3,050万円
華子妃 (81歳、1/2)	1,525万円
(3) 三笠宮家 (4名、年額)	5,850万5千円
百合子妃 (当主代理、98歳)	3,050万円
信子妃 (寛仁親王妃、66歳、1/2)	1,525万円
彬子女王 (同親王長女、40歳、3/10×7/10)	640万円
遥子女王 (同親王三女、3/10×7/10)	640万5千円
(4) 高円宮家 (2名、年額)	3,600万5千円
久子妃 (当主代理、69歳)	3,050万円
承子女 (憲仁親王長女 3/10×7/10)	640万5千円

※各宮邸は国有財産(非課税) 各宮邸の人員費は当主負担

殿費・陵墓費・鴨場費・牧場費) 一億四八四〇万円(14.5%)、c 皇室用財産修繕費(通常修繕費・特殊改増築費) 一億五一〇〇万円(19.6%)、文化財管理費(正倉院費・図書費・文化財特別保存費など) 一九〇〇万円(2.7%)、d 車馬管理費一億四二七〇万円(1.8%) 2%などであり、さらに、特別多いのはe 皇居等施設整備費(吹上の御所と赤坂御用地の仙洞御所および皇嗣秋篠宮邸の改修増築費用) 三億六二四〇万円(48.8%)である。

五、「内廷費」による「賜金」と「祭祀費」

以上を要するに、戦後GHQから根本的な改革を迫られた皇室制度は、新憲法の第一章に「天皇」を置き、「象徴世襲天皇」の在り方について、法律の新「皇室典範」と「皇室経済法」に定めた。本稿では、後者(経済法)の成立経緯と運用実態を概観してきたが、そこに当初から潜んでいた問題点が次第に浮かび上がってきた。それは多岐に亘るが、ここでは「内廷費」に関する一つの課題について管見を略述する。

そのひとつは「賜金」が少なすぎることである。Aのdは「賜金」だけでなく公的な行為に伴う「交際費」と公共的な貢献（個人・団体）への「奨励金」も含めて僅か9%（令和三年度予算では二九三六万円）である。しかし、川田敬一氏の論文⑩に紹介されている旧制度下の昭和二十年度における「皇室通常会計（歳出）」は、今日と比べ難い著しく低い物価の中であつても、八五七万円（全歳出の約27%）という高額であつた。⁵⁾

ちなみに、明治以来「皇室財産」が特設されたのは、明治十五年（一八八二）福沢諭吉（47歳）が「時事新報」の社説として連載した「帝室論」が一つの端緒となつた。その中で「帝室は政治社外のもの……万機を統るもの……日本人の精神を収攬するの中心」であるから、「學術技芸の奨励もまた専ら帝室に依頼して国に益すること多かるべし。孝子節婦有功の者を賞して全国の徳風を篤くし、文を尚び武を重くするの例を示して、我日本の学問を独立せしめる」には「資本」を必要とするので、「今日より帝室の費額を増し、又幸にして国中に官林も多きことなれば、其の幾分を割いて永久の御有（世伝御料）に供すること緊要なるべし」と提案している。

その趣旨は戦後に至つても今日まで受け継がれ、僅かな「奨励金・賜金」により学問芸術の奨励も公共的な奉仕功勞者などへの賜金も細々と行われている。しかし、これは「日本国民統合の象徴」としての「公的行爲」に必要な費用と解すれば、内廷費でなく宮廷費の一項目として、現状の数倍以上を支出できるようにすることが必要だと思われる。

もうひとつは、日本国憲法のもとで、宮中祭祀は、Aの内廷費により行われてきたが、代始の大嘗祭も、内廷会計（内廷費と残余貯蓄）で営みうるかどうかである。

戦後初めて平成二年（一九九〇）十一月に実施された大嘗祭では、前年から政府が有識者などの意見を聴いた上で、「宗教上の（神道的な）儀式としての性格を有する」が、「一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとるわが国の憲法下」において「公的性格」があると認められるので、天皇の公的的行為に使われる宮廷

昭和 20 年度の皇室通常会計歳出經常部（総額 3,160 万円）

内廷費（皇后・皇太后・東宮費）	100 万円	(3.2%)	A
神事費（祭典費・陵墓費）	21 万円	(0.7%)	A-f
贈 賜（恩賜金・奨励金）	857 万円	(27.1%)	A-d
皇族費（秩父宮・高松宮・三笠宮・皇族）	135 万円	(4.3%)	B
宮廷費（天皇・皇后・皇太后・東宮費）	18 万円	(0.6%)	C
行幸啓費	49 万円	(1.6%)	C-a
宮繕費＋用度費	297 万円	(9.4%)	C-c, e
車馬費＋牧場費	75 万円	(2.4%)	C-d
給与と恩給（宮内省職員）	1,060 万円	(33.5%)	D
学習院費と女子学習院費	271 万円	(5.3%)	×
皇室博物館費	54 万円	(1.7%)	×
雑出と機密費	47 万円	(1.5%)	
禁衛府費（皇宮警察の前身）	204 万円	(6.5%)	E

※歳出額は千円以下四捨五入、%は総歳出に対する割合、右端の符号は本文中の現行費用との関連を示す。

費の支出が「相当」との見解をまとめ、それによってC宮廷費に臨時増額（一般会計から充当）一二億五〇〇〇万円が用いられた。それが前例となつて、令和元年（二〇一九）の大嘗祭も宮廷費で賄われている。

従つて、今後の大嘗祭も、平成と令和の実例に則つて行うことができるはずである。ただ、令和大嘗祭の一年前（平成三十年十一月）、半年後に兄君の皇太子徳仁親王が踐祚（即位）されると次の「皇嗣」になることが確定していた弟君の秋篠宮文仁親王は「宗教色が強いから、やはり内廷会計（内廷費と残余の貯蓄）で行うべきであると思つている」との見解を公言された。そのため、令和の次の大嘗祭では、「宮廷費」か「内廷会計」かの議論を避けて通れないことにならう。

そこで、あえて皇嗣殿下の見解を活かす道を考えてみると、実は既に昭和五十六年（一九八一）ころから数年間、神社新報社の論説主幹葦津珍彦氏を中心とする「皇室法研究会」でまとめられた共同研究成果（注 4 の③）が一つの手掛かりとならう。

その要点を略述すれば、内廷は「天皇に直属する……政府行政権の外にある」別格の存在（聖域）であり、内廷費は「国の象徴とし

ての天皇親裁下の皇室の公費」とみられるから、毎年の宮中祭祀で最も重要な新嘗祭を大規模に行う代始の大嘗祭（大新嘗祭ともいう）は、内廷費を特別に臨時増額するなどの工夫をすれば実施できる、というユニークな法理である。

しかも、それより前から、昭和天皇は次の大嘗祭に役立てるため。毎年の内廷費（御手許金）を節約して残余を備蓄してこられた。ところが、この備蓄は崩御後に私的遺産とみなされて納税を余儀なくされてしまった。それゆえ、このような残余備蓄には課税しない法的措置をとると共に、他の方法で臨時増額を用意する必要がある^⑥。ただ、それでも大嘗宮（悠紀田・主基殿など）の建造費などは宮廷費を充てるほかないと考えられる。

注

(5) 昭和二十年（一九四五）年度の帝室通常会計歳出は、上の表のとおりである（注4の⑩）。なお、注（4）の⑩で引用した贈賜の金額に誤植があるので正しい数値を記した。

(6) たとえば、注（4）の③所収の葦津珍彦氏論文では、酒巻芳男氏「皇室制度講話」により皇室の世伝御料は「天皇の思召にしたがって、財を処理するための確たる目的を寄付行為として設立された特殊の財団」だと解する説を援用して、「天皇は無所有であるけれども、財の支出を要する時には、この財団が思召によって財を用立てることができる」のだから、「大嘗祭の御経費は、皇室臨時の大事として、特別内廷費として支出」するか「皇室の御用に奉仕する財団」を設立して「古儀を重んずる国民が財団への献金をすれば、ことは解決する」（一九二―二〇〇頁）と提案されている。

〈追記〉 本稿の入力と校正に、川田敬一氏（本学大学院修了、金沢工業大学教授）の協力をえたことに感謝の意を表する。

（令和四年（二〇二二）一月七日）